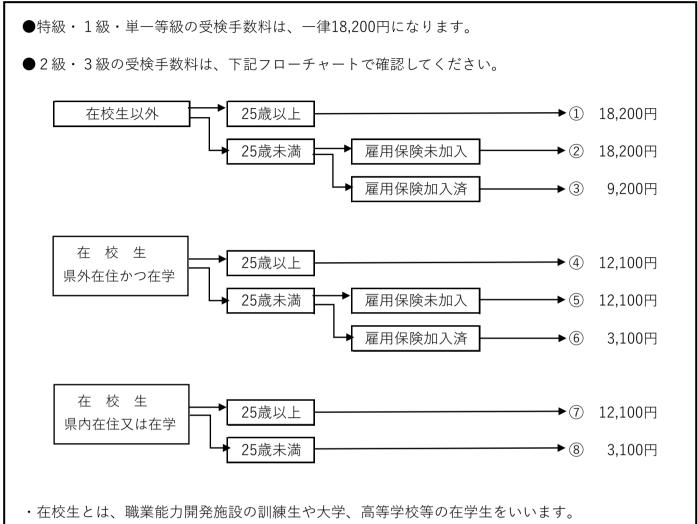
令和5年度前期技能検定受検手数料(実技試験)等について

1.受検手数料区分



- ・在校生とは、職業能力開発施設の訓練生や大学、高等学校等の在学生をいいます。 (詳しくは受検申請書裏面の記載をご覧ください)
- ・年齢については、令和5年4月1日時点の年齢になります。
- ・雇用保険の加入は、受検申請書提出日に加入が済んでる方が対象になります。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第1上欄の在留資格該当者は、③、⑥、⑧の対象にはなりません。
- ・⑧は山梨県独自の減額措置のため、今後の継続は検討中です。

2.受検申請手続き(減額を伴う場合)

- ●上記③又は⑥の該当者は、別紙「25歳未満在職者の2級又は3級実技受検について」を、受検申請書と一緒に提出してください。(様式はホームページからダウンロード可能)
- ●上記⑧の該当者は、受検申請書の減免申請欄への記入と、学生証等の写しを添付してください。
- ●申請手続きについて不明な点がある場合は、当協会技能振興課へお問い合わせください。